

産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 圏央道県内全線開通に伴い、圏央道沿線に限らず圏央道以北地域などの高速道インターチェンジ周辺や広域幹線道路沿線への企業立地ニーズが高まり、資材置場や残土置場などが乱立するという、美観を損ねる土地利用の出現が懸念される。

このため、インターチェンジ周辺地域等の資材置場などによる乱開発抑止に県及び関係市町村が連携して取り組むことを目的として、産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、目的を達成するため、次に掲げる事項の実施や実施に向けた基本的な方向を定める。

- （1）乱開発の抑止に向けた意識向上のための啓発活動に関する事
- （2）乱開発を重点的に抑止する重点抑止エリアの設定に関する事
- （3）重点抑止エリアにおける関係法令等の運用に関する事
- （4）乱開発の抑止に向けた監視活動に関する事
- （5）その他連絡会議の目的達成に必要な事業に関する事

（構成）

第3条 連絡会議は、埼玉県並びに次の各号の市町村により構成し、別表に掲げる職にある者を構成員とする。

- （1） 「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止に向けた共同宣言」に調印している、川越市、飯能市、加須市、狭山市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、川島町、宮代町及び杉戸町。
- （2） 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針に基づき選定された「産業誘導地区」を有する市町村。
- （3） 希望する市町村。

（座長及び副座長）

第4条 座長は、埼玉県都市整備部産業基盤対策幹をもって充てる。

2 座長は、連絡会議を招集し会議の進行を務める。

3 副座長は、産業基盤対策幹付産業基盤対策担当主幹をもって充てる。

（部会）

第5条 連絡会議に部会を設置することができる。

2 部会の運営及び構成は、別に定める設置要領による。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、産業基盤対策幹及び埼玉県農林部農業政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年3月19日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

所 属	職 名
埼玉県企画財政部土地水政策課	主幹（土地政策担当）
〃 環境部産業廃棄物指導課	主幹（監視・指導・撤去担当）
〃 農林部農業政策課	主幹（農村計画・農地調整担当）
〃 都市整備部産業基盤対策幹	対策幹 〈座長〉
〃 〃 〃	主幹（産業基盤対策担当） 〈副座長〉
〃 〃 都市計画課	主幹（開発指導担当）
〃 企業局地域整備課	主幹（計画・造成担当）
川越市産業観光部農政課	課長
〃 都市計画部都市計画課	課長
〃 〃 都市景観課	課長
〃 〃 開発指導課	課長
〃 農業委員会事務局	副事務局長
所沢市街づくり計画部市街地整備課	課長
〃 〃 都市計画課	課長
〃 〃 開発指導課	課長
〃 〃 建築指導課	課長
〃 環境クリーン部環境対策課	課長
〃 産業経済部農業振興課	課長
〃 農業委員会事務局	次長
飯能市環境経済部環境緑水課	課長
〃 農林部農業振興課	参事兼課長
〃 建設部都市計画課	課長
加須市都市整備部都市計画課	課長
狭山市環境経済部農業振興課	次長兼農業振興課長
〃 都市建設部	次長兼都市計画課長
〃 〃 建築審査課	課長
〃 〃 開発審査課	課長
〃 農業委員会事務局	事務局長
上尾市環境経済部生活環境課	課長
〃 環境経済部農政課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
草加市市民生活部環境課	課長
〃 都市整備部都市計画課	副部長兼課長
〃 〃 開発審査課	課長
〃 農業委員会事務局	局長

所 属	職 名
入間市環境経済部生活環境課	課長
〃 〃 農業振興課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長
〃 〃 開発建築課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
桶川市環境経済部農政課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長
久喜市環境経済部農業振興課	課長
〃 まちづくり推進部産業拠点整備推進課	課長
北本市市民経済部産業観光課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長
富士見市都市整備部まちづくり推進課	課長
〃 〃 都市計画課	課長
〃 経済環境部農業振興課	課長
〃 〃 環境課	課長
〃 建設部建築指導課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課	副部長兼課長
〃 〃 開発指導課	課長
〃 市民生活部クリーンライフ課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
蓮田市都市整備部都市計画課	課長
坂戸市環境産業部環境政策課	副参与兼課長
〃 〃 農業振興課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
〃 都市整備部住宅政策課	課長
〃 〃 都市計画課	課長
幸手市建設経済部農業振興課	課長
〃 〃 都市計画課	課長
〃 〃 建築指導課	課長
〃 市民生活部環境課	課長
鶴ヶ島市市民生活部産業振興課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長

所 属	職 名
日高市市民生活部環境課	課長
〃 〃 産業振興課	課長
〃 都市整備部都市計画課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
ふじみ野市市民活動推進部産業振興課	副参事兼課長
〃 〃 環境課	課長
〃 都市政策部都市計画課	課長
〃 〃 建築課	副参事兼課長
白岡市生活経済部環境課	課長
〃 生活経済部農政課	課長
〃 都市整備部街づくり課	課長
嵐山町環境課	課長
〃 農政課	課長
〃 企業支援課	課長
〃 まちづくり整備課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
川島町町民生活課	課長
〃 農業委員会事務局	事務局長
〃 まち整備課	課長
吉見町産業振興課	課長
〃 農業委員会事務局	事務局長
〃 環境課	課長
〃 まち整備課	課長
宮代町産業観光課	課長
〃 未来のまち整備課	技監兼課長
杉戸町建築課	課長
〃 環境課	課長
〃 産業振興課	課長
〃 農業委員会事務局	局長
〃 都市施設整備課	課長
松伏町新市街地整備課	課長
〃 環境経済課	課長
〃 農業委員会事務局	局長